



家畜衛生だより

令和6年度第2号（鶏） 令和6年4月発行



南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

ゴールデンウィークも 衛生管理の確認・徹底をお願いします！

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、昨年11月25日以降、9県10事例が確認されていますが、4月に入っても国内の野鳥における本病ウイルスの検出事例が散見されており、依然として警戒が必要です。

引き続き、家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策の徹底をお願いします。

●高病原性鳥インフルエンザに関する情報（発生状況等）
「高病原性鳥インフルエンザに関する情報 農林水産省」で検索！
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



伝染病の侵入・まん延を防ぐために！

- 農場・畜舎への部外者立入禁止
（農場入り口に畜産関係者以外立入禁止看板を設置）
- 畜舎への不要物持ち込み禁止
- 畜舎専用の長靴・手袋着用
- 畜舎入場時の手指の消毒
- 畜舎に持ち込むモノの消毒
※有機物の存在を前提に適切な濃度で消毒薬を使用しましょう。
※踏込消毒槽等は少なくとも1日1回交換しましょう！！
- 野生動物の侵入防止（防鳥ネット、壁、天井の点検・補修）
（防鳥ネットをまだ設置していない場合は早期に設置をお願いします）
- 毎日の健康観察、異状を発見した場合の早期通報
- 高病原性鳥インフルエンザ発生地域への渡航自粛
- 海外からの肉製品など畜産物の持ち込み禁止
※特に外国人技能実習生を受け入れている場合は注意！！



専用

令和6年度 定期報告書 未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！



まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、以下の提出期限までに御提出をお願いします。

【提出期限】 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう **6月15日まで**

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。